公益社団法人葛城納税協会会費基準

会 費 算 定 基 準 表（1）

区分	算定基準（資本金）	会費年額
１級	１ 億 円 以 上	１５０，０００円
２級	５，０００万円以上	１００，０００円
３級	３，０００万円以上	５０，０００円
４級	２，０００万円以上	４０，０００円
５級	１，０００万円以上	２０，０００円
６級	５００万円以上	１２，０００円
７級	５００万円未満	１０，０００円
８級	税理士・司法書士等（法人を除く）	６，０００円
９級	個　人　会　員	５，０００円

会 費 算 定 基 準 表（2）

区分	算定基準（従業員数）	会費年額
１級	５００人以上	８０，０００円
２級	５００人未満	６０，０００円
３級	２５０人以下	４０，０００円
４級	５０人以下	２０，０００円
５級	１０人以下	１０，０００円

１　法人会員は、毎年４月１日現在の資本金の算定基準の級による。
２　法人会員のうち非営利法人等は会費算定基準表（２）を適用するものとする。
３　管轄外に本店を有する法人については７級額とすることができる。
４　金融機関（ＪＡを含む）については７級額以上とする。